

ALL たま社労士事務所便り

病気の治療と仕事の両立の状況は？

医療技術の進歩により、病気になっても職場に復帰し、治療を行いながら働き続ける方が多くなってきました。今回は、「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査（WEB患者調査）」（労働政策研究・研修機構）の結果から、気になるポイントを見てみましょう。

◆主な疾患と通院頻度

主な疾患は、糖尿病（34.3%）、がん（19.8%）、難病（17.6%）、心疾患（15.9%）、脳血管疾患（6.3%）、肝炎（6.0%）となっています。通院頻度（疾患罹患後から1年間の平均）は、どの疾患も「月1回程度」の割合が最も高く、「3カ月に1回程度」と続きます。

◆休暇・休職期間

治療・療養を行うための連続2週間以上の休暇または休職については、「取得した」（30.9%）、「取得していない」（51.9%）、「そもそも休職制度がない・適用されない」（17.2%）となっています。取得したとする割合が高い疾患は、脳血管疾患（56.9%）、がん（53.5%）などでしたが、一方で糖尿病（14.0%）は他の疾患に比べて低くなっています。休職期間は、「1カ月程度」（31.5%）、「2週間程度」（26.3%）、「2カ月程度」（13.6%）、「3カ月程度」（9.4%）などとなっています。3カ月以下の合計は80.8%となっています。

◆退職状況

疾患罹患後において、「現在も同じ勤め先で勤務を続けている」（78.3%）方が多くいる一方、「仕事を続ける自信がなくなった」等の理由で「依頼退職した」（14.7%）、「会社側からの退職勧奨により退職した」（3.6%）、「解雇された」（1.7%）、「休職期間満了により退職した」（0.7%）方もいます（合計20.7%）。

◆職場で誰に相談したか



疾患に罹患した場合、職場では「所属長・上司」（63.2%）へ相談の方が最も多い一方、「勤め先には一切相談・報告しなかった」（26.9%）方もいます。人事労務担当者のみならず、部門長等の立場にある方も、一定の知識を持つておくべきではないでしょうか。

これらの結果をみると、通院頻度や休職期間はイメージよりもずいぶん少ない場合が多く、勤務を続ける方も多いと感じられるのではないのでしょうか。会社からの情報提供（公的制度による支援や相談先についてなど）や制度整備を行うことによって、病気になった方でも力を発揮しやすい職場を作ること、会社の魅力度アップにもつながるでしょう。

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2018/180.html>

厚生年金のパート適用、さらなる拡大を検討

◆要件緩和で加入者 200 万人増？

厚生労働省が、パートタイマー（短時間労働者）の厚生年金加入の適用拡大にむけ、検討会を設置すると報道がありました。要件を緩和し、最大 200 万人の加入者増を見込むとしています。

◆パートタイマーの厚生年金適用範囲

厚生年金保険は、直近で 2016 年 10 月に適用拡大が行われました。以降、パートタイマーの適用範囲は下記 A・B のいずれかになっています。

A 所定労働時間および所定労働日数が一般社員の概ね 4 分の 3 以上（一般的に所定労働時間「週 30 時間以上」）。

B 次の①～⑤をすべて満たす人（①所定労働時間「週 20 時間以上」／②月額賃金「8.8 万円以上」／③雇用（見込）期間「1 年」以上／④学生でない／⑤勤務企業の従業員規模「501 人以上」（※2017 年 4 月より、500 人以下も労使合意にて加入可））。

いま検討されているのは、上記②月額賃金を「6.8 万円以上」と引き下げることや、⑤企業規模「501 人以上」を撤廃すること等です。

◆労働時間を延長して厚生年金に加入したいパートタイマー

2016 年の適用拡大の際、新規加入者は 25 万人程度と予想されていましたが、実際には 37 万人の加入者増となりました（「2018 年 4 月 4 日 社会保障審議会年金部会」議事録）。

このことについて調査した、労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査（略）働き方の変化等に関する調査」によると、2016 年の適用拡大に伴い働き方が「変わった」パートタイマーの半数以上が、「厚生年金・健康保険が適用され、かつ手取り収入が増える（維持できる）よう所定労働時間を延長した」と回答しており、「適用されないよう所定労働時間を短縮した」という回答を上回っています。

多くのパートタイマーは、2016 年の適用拡大をきっかけとして、より長時間働くワークスタイルへ変化したといえます。

◆適用拡大への企業対応

今回の適用拡大はまだ検討中の段階ですが、「（労働時間を延長して）厚生年金加入を希望するパートタイマー」はこれからも増えるのではないのでしょうか。

上記調査では、さらなる適用拡大が行われた場合の企業対応として、「基本的には短時間労働者の希望に基づき、出来るだけ加入してもらおう」が最多の 4 割超でした。企業にとっても適用拡大は、パートタイマー

を積極的に活用する良いきっかけなのかもしれません。

10 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 3 期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、7 月～9 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

いつも大変お世話になっております。

10 月は社会保険料改定の時期になります。（一部企業様は 9 月）。

随時保険料のご案内を送付させていただき所存でございませう。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。